

防整施第8970号
令和6年4月12日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

週休2日制工事の実施について（通知）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）及び建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。30.4.20）の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事については、建設現場における週休2日の推進等のため、週休2日制工事を試行してきたところである。

防衛省が発注する建設工事に従事する者の長時間労働是正に取組み、建設現場における週休2日を更に推進するため、別紙のとおり定め、令和6年4月15日以降に入札公告及び手続き開始の公示等を行う建設工事に適用することとしたので通知する。

なお、週休2日制工事の試行について（防整施第7248号。令和5年3月30日）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局総務部経理課長、防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局企画部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

週休2日制工事の実施要領

1 目的

本要領は、令和6年4月から建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえ、建設現場における週休2日を更に推進するため、地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）について、週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を円滑に実施することを目的とする。

2 対象工事

令和6年4月15日以降に地方防衛局等で入札公告等を行うすべての建設工事（港湾工事を含む）を対象に、原則、現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、部隊運用上工期の制約が厳しい工事など、現場閉所による週休2日の確保が困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

3 週休2日の考え方

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日

数に含めるものとする。

エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

4 週休2日制のタイプ

週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）については、発注者が週休2日制工事を指定する「発注者指定型」により実施する。

5 工事費の補正

入札時においては、当初の予定価格から月単位の週休2日を達成することを前提に、労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）等に補正係数を乗じることにより工事費を積算するものとする。月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

6 発注から工事完成までの流れ

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第1「現場閉所実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、現場閉所実績報告書により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、休日取得実績報告書により現場施工期間内における現場代理人等の各人における休日日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

7 入札公告、入札説明書及び現場説明書の記載例

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要(6)の次に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(7) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)」の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休(28.5%(8日/28日))以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は、以下のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

オ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り返す。

4 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、補正係数を労務費等に乗じることにより工事費を積算する。補正係数については、「週休2日制工事の実施における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整技第8969号。令和6年4月12日）によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

6 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

7 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 入札公告

入札公告の1 工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

イ 入札説明書

入札説明書の3 工事概要（6）の次に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(7) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内の各月において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数の割合が、4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は、以下のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日

日数に含めるものとする。

エ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(8) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

ウ 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

4 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内に現場に従事する現場代理人等の各人における全ての月ごとの休日日数の割合が4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、補正係数を労務費等に乗じることにより工事費を積算する。補正係数については、「週休2日制工事の実施における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整技第8969号。令和6年4月12日）によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事し

た現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

- (4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- 6 受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。
- 7 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。
- 8 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。
建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

8 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

現場閉所実績報告書（ 年 月）

工 事 名 :
工 期 :

作成日 :

令和5年12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備 考	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
ア 現場閉所実績（イを除く）																																		ア 現場 閉所 実績 の日 数 （ イ を 除 く ） （日） （日）
イ 現場施工期間に含まない現場閉所実績 （年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、一時中止期間等）																																		
工 種	種 別																																	
備 考																																	【凡例】 ○ 現場閉所日 ◎ 振替現場閉所日 × 振替工事日 雨 雨等休日 夏 夏季休暇 年 年末年始休暇	

（以下は、工期の最終月のみ記載）

受 注 者
会 社 名 :
現場代理人氏名 :

現場施工期間内の現場閉所日数の合計 (①)	日
現場施工期間の日数の合計 (②)	日
現場閉所率 (①÷②)	%

